

平成26年度 第6回芦屋すこやか長寿プラン21策定委員会 会議録

日 時	平成27年1月15日(木) 14:00~16:00
場 所	南館4階 第1委員会室
出席者	委員長 大和 三重 委員 宮崎 睦雄, 内山 忠一, 小林 正美, 佐野 武, 針山 大輔, 柴沼 元, 平馬 忠雄, 江尻 真由美, 鈴木 一夫, 高戸 るみ, 寺本 慎児 欠席委員 加納 多恵子 オブザーバー 岡本 洋明 事務局 高齢福祉課 木野 隆, 高橋 和稔, 下條 純 介護保険課 奥村 享央, 山本 直樹, 廣瀬 香, 浅野 理恵子 岡本 将太 沖元 由優 地域福祉課 長岡 良徳, 細井 洋海,
会議の公開	■ 公開
傍聴者数	0 人

1 議題

- (1) 第7次芦屋すこやか長寿プラン21の変更箇所の報告
- (2) 第7次芦屋すこやか長寿プラン21の第5章介護保険サービス事業費の見込みについて
- (3) 今後のスケジュールについて

2 提出資料

第7次芦屋すこやか長寿プラン21(案)

- 資料 資料1 委員会等の意見による修正表  
 資料2 その他 修正箇所  
 資料3 第1号保険料の多段階化・軽減強化について  
 資料4 第5期第1号被保険者の保険料基準額

今後のスケジュール表

3 議事

(大和委員長)

本日は策定委員会の最終会となります。まず、最初の議事ですが、第7次芦屋すこやか長寿プラン21の変更箇所について事務局からご説明をお願いします。

(事務局 奥村)

「資料1 委員会等の意見による修正表」の説明。

(大和委員長)

まず、資料1のところを変更点を伺いましたけれども、何かご意見ご質問がありましたらお願いします。

(大和委員長)

特にないようですので、続けて説明をお願いします。

(事務局 奥村)

「資料2 その他 修正箇所」の説明。

(大和委員長)

それでは、資料2について追加・修正等に関してご意見ご質問がありましたらお願いします。

(小林委員)

今の資料1・資料2に関係しないかもしれませんが、P96の高齢者セーフティネットの整備の高齢者自立支援ひろば事業に代わる取り組みとしての項目は今後3年間の代わりの事業のことが記載されているのでしょうか。

(事務局 木野)

はい。その通りでございます。高齢者自立支援ひろば事業につきましては、県の基金も枯渇しておりまして、あと1年延長ということにはなっていますが、この計画は3年間となりますのでこのような表現になっています。

(大和委員長)

それでよろしいでしょうか。

(小林委員)

はい。

(大和委員長)

他にいかがでしょうか。遡っていただいて資料1の件でも結構です。制度見直しの基本的な考えかたのところも変わっていますが、よろしいでしょうか。持続可能性のところを修正されますか。

(事務局 奥村)

はい。修正します。費用負担公平化の説明文もあわせて一部修正します。

(大和委員長)

前回、ご意見いただいた点を中心に修正いただいております。

特にその修正では足りないということはありませんか。

(事務局 奥村)

数字の修正ができていない表がありますので、内容を全体的に再度見直します。もし他にお気づきの点があればお願いします。

(平馬委員)

P94の芦屋市地域発信型ネットワークのところですが、事務局の社会福祉協議会

はどこからどこまでですか。地域ケアシステム検討委員会はどこが担当していますか。  
(事務局 奥村)

地域ケアシステム検討委員会は社会福祉協議会が担当しています。

(平馬委員)

もう少し社会福祉協議会の表示を右側に移動させてください。

(事務局 奥村)

社会福祉協議会を示す帯が少し短いので修正します。

(大和委員長)

よろしいでしょうか。まだ数値が入っていない表もあり、保険料などを決定することもあり、完成版ではないので、現時点でご確認いただいたということになりますが。

(柴沼委員)

P 5 6 に全世帯数は書いてありますが、高齢化率はあるのですが、高齢者世帯数は記載されないのでしょうか。

(事務局 木野)

高齢者世帯数という統計は取っていません。

(柴沼委員)

それは必要だと思います。

(事務局 木野)

住民票上では高齢者世帯数というのは統計上提示できますが、国勢調査のような実態調査では住民票上のデータとはかけ離れてしまいますので資料としては出していません。

(柴沼委員)

独居のかたも多くなっており、高齢者世帯数はあったほうが、アフターサービスが変わってくると思います。

(事務局 木野)

前回の国勢調査では、芦屋市の独居の高齢者世帯数は4, 400世帯ぐらいです。平成27年1月1日現在の住民票上では、独居の高齢者世帯数は7, 728世帯となりますので、実態とかけ離れていまして、資料として計上していません。

(大和委員長)

そんなに実態と異なってもいいものなのでしょうか。

(事務局 木野)

実際、住民票上では同居していても世帯は別で登録されている場合があります。住民票上は独居の高齢者だとしても実際には息子さんと同居されていたりということが考えられます。

(寺本委員)

補足させていただきますと、世帯を別にしたほうが社会保障上有利になる場合があ

ります。住民票は申請に基づいていますので、別世帯であっても家族と同居されている場合があります。

国勢調査では実際に訪問して家族状況を調査しておりますので、そのあたりで違いが出てまいります。

(小林委員)

P 5 6 の表では全世帯数は国勢調査に基づいていますので、それに合わせるのであればそれで構わないと思います。

(事務局 木野)

検討させていただきます。

(大和委員長)

計画に載せるのであれば実態に近いほうがいいと思います。対象者が地域にどれくらいお住まいなのかが重要なのであって、社会保障の仕組みで書類上有利になるから別世帯にしているという数字ではなく、実際に生活している中でどのようなサービスを受けているのかのほうが重要だと思います。

(小林委員)

高齢者の方が家族と同居している場合は、介護力は非常に若い世代と同居しているのでサービスは要らないケースもありますし、働いているので介護力が期待されない場合もあります。調査の内容に基づいて記載されているのであればいいのですが、そこをさらに分析していこうとするならば無理があります。

(大和委員長)

課題は残りますが、資料が何に基づいているのかをはっきりしていただければと思います。

(内山委員)

P 5 6 の高齢者人口というのは住民基本台帳から計上されていると思いますが、これは平成 2 6 年 4 月 1 日のデータでしょうか。平成 2 6 年 1 月 1 日のデータでしょうか。

(事務局 奥村)

平成 2 6 年 1 0 月 1 日のデータです。

(内山委員)

P 8 6 の日常生活圏域の概要の数字は平成 2 6 年 9 月 1 日のデータを計上しているので、そのあたりの整合性を確認してください。

(事務局 奥村)

平成 2 6 年 1 0 月 1 日のデータを計上するよう統一します。

(寺本委員)

P 1 3 9 に「推計値は、入院中の精神障がい者が地域生活へ移行するための支援に関わる目標値を含む」と記載してしまして、今回初めて記載されています。県からこ

のように記載するように指導があったのですか。

(事務局 奥村)

はい。国から県を通じて依頼がありました。

(寺本委員)

すべての市町村が記載するようになるということですか。

(事務局 奥村)

ご指摘のとおり、今回初めて記載しておりますので馴染むかどうか考える必要があります。場合によっては用語の説明を入れたほうがいいかもしれません。

(寺本委員)

現在、障害者福祉計画も策定していきまして、精神障がい者が地域に移行できるように強く謳われております。記載について最終確認してください。

(佐野委員)

P139の推計値で通所サービスは増えていますが、軒並み他のサービスが減少しています。

(事務局 奥村)

理由は、今までの実績から推計していると考えます。通所サービスは平成23年から25年にかけて増加していますので、伸び率で推計しますと影響が出ます。

多少は実態をみて補正していますが、減少傾向を増加傾向にすることはできませんので、このような傾向になっています。

(佐野委員)

前回もこのような推計値を基にサービス計画を立てているのではないので、あくまで推計値を出しましたということですか。

(事務局 奥村)

保険料の計算をしなければなりませんので、どのぐらいの被保険者数がいらっやって、どのぐらい介護サービスを利用されているのかを計算して積み上げております。

(佐野委員)

保険事業者としましては、通所介護の伸び率は施設ができないと伸びないと思います。1年で7千人増えるというはどうなのでしょう。

(事務局 奥村)

国から出されるワークシートに、今までの実績値等とさまざま要素を盛り込んで計算しています。ワークシートで計算されますので、こちらで実態をみて補正した結果がこの推計値となっています。

(佐野委員)

今までは推計どおりですか。

(事務局 奥村)

今までは推計を下回っています。

平成24年度25年度につきましては4～5%下回っています。

主な理由としましては、地域密着型サービスの施設が予定より遅れてサービスを開始したからではないかと考えます。

(寺本委員)

推計値において、訪問介護の件数が減ってきています。利用者が増えて回数が減っているのは、平成29年度の総合事業が影響していますか。

(事務局 奥村)

そこまで計算式にはありませんので、考慮されていません。こちらの表は居宅サービスなので平成29年度には影響していません。

(大和委員長)

確かに人数が増えて回数が減っているのは、どのような影響を考慮したのでしょうか。単価が上がるからでしょうか。

この推計値がどのように実現するのか注意深く見なければなりません。

(小林委員)

小規模のデイサービスは地域密着型のデイサービスという扱いでしょうか。保険給付のところにもありますが地域密着型のサービスの中に小規模デイサービスという項目が入っていませんが、この段階では入ってこないのでしょうか。

(事務局 奥村)

小規模のデイサービスは地域密着型には入れていません。現状の区分で推計しております。

(大和委員長)

他によろしいでしょうか。修正部分はここまでにしまして、次の第5章「介護保険サービスの事業費の見込み」について説明をお願いします。

(事務局 奥村)

事業費の見込の説明の前に申しあげるべきところでしたが、現在、パブリックコメントを募集しております。しかしながら、今のところ応募はありません。

12月15日号の広報に記事を載せておまして、12月25日から1月24日までの1か月間募集しています。今現在、募集から3週間経っておりますが応募がなくご意見があればこの場でご報告する予定でした。

(事務局 奥村)

第5章「介護保険サービスの事業費の見込み」について説明

「資料3 第1号保険料の多段階化・軽減強化について」と

「資料4 第5期第1号被保険者の保険料基準額」の説明。

(大和委員長)

それでは、保険料の段階の設定についてご意見ありましたらお願いいたします。

(佐野委員)

さきほどの推計値を基に積算されているのでしょうか。

(事務局 奥村)

そうです。

(大和委員長)

地域区分の15%というのは、この周辺が一律15%なのでしょうか。

(事務局 奥村)

いいえ、市によって異なります。芦屋市周辺では宝塚市・西宮市は高い区分になっています。

(大和委員長)

地域区分の上のせの引上げは、決定している事項なのですか。

(事務局 奥村)

市に対して協議の機会がありますが、よほどの理由がなければ覆りません。

(大和委員長)

事業所が地域区分が高い地域にあったほうが報酬が高くなるということですか。

(事務局 奥村)

そうです。

(大和委員長)

所得の区分が14段階になっていることについてはいかがでしょうか。

(事務局 奥村)

案の段階で決定ではありませんが、他市の状況を申しあげますと多いところで20段階にするところがあるようです。その次は15・14段階、それから13・12・11段階と続きます。14段階はどちらかといえば多いほうに分類されます。

所得が1,500万以上という区分を作っていますが、この区分は物価が高い都市部の市町で区分を作るところがあります。

(大和委員長)

14段階目に入る方はどれぐらいおられますか。

(事務局 奥村)

全体の3%ほどです。

(小林委員)

保険料率が上がるのは、9段階目と14段階目の方でしょうか。

(事務局 奥村)

元の区分を2分割にした上の段階はそうなります。

(佐野委員)

P155ですが、14段階目の3%は人数のことで保険料全体に対する負担割合のことではないのですか。

(事務局 奥村)

人数は3%ですが保険料全体に対する負担割合ではありません。

(小林委員)

今の第5期の各段階の人数の比率で見ますと、例えば標準の第4段階と6期の5段階の平成27年度の比率は似たような数字なのでしょうか。

(事務局 奥村)

平成24年のデータでいいますとほとんど変わっていません。

第4段階は8.4%です。第3段階は16.4%です。

(大和委員長)

第13段階より第14段階のほうが多いですね。

(事務局 奥村)

第13段階では所得が1,000万円から1,500万円、第14段階は1,500万円以上全てですので人数は多くなっています。

(佐野委員)

平成27年度に定期巡回の給付費が1億円ほど記載されていますが、いかがでしょうか。

(事務局 奥村)

ここの推計は26年の後半に始まったサービスで実績で推計できていないため、どのようにするか考えましたが期待を込めてその数字にしております。

(内山委員)

計画の目標で負担の公平化ということが目標ですが、P153の財源構成の第5期と第6期で変わっているところは包括支援事業の国・県・市の負担割合が減少していることが負担の公平化と言えるのでしょうか。

(事務局 奥村)

財源構成の変更は国の方針で決定しております。

第2号保険者の人口が減少していますので、第2号保険者の負担を下げています。

(内山委員)

国などの公費を減らすことが負担の公平化なのでしょうか。国の方針なので仕方ないと思いますが、違和感を覚えます。

(事務局 奥村)

他にも一定所得以上の利用者負担割合の2割や資産があるかたにホテルコストの軽減を受けられないなどが導入される予定です。これらについて適正に事務を進めていきます。

(内山委員)

それを否定はしません。ただ計画の目標で負担の公平化とあったので人によってはこれが負担の公平化と疑問を持たれると思います。

(佐野委員)



持続可能性の確保・費用負担の公平化の2本立てであったほうが理解を得られやすいと思います。

(事務局 奥村)

制度の大目標が持続可能性の確保です。それをどのように実現させるか、その手段目標として地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化があると考えます。

(大和委員長)

P11の制度見直しの基本的な考え方のところは表現を少し変えたほうが良いと思います。

(事務局 奥村)

説明文も含め表現を再考します。

(大和委員長)

元々の介護保険制度の理念では「高齢者の尊厳の保持」と「自立支援」があり、このままでは制度が維持できなくなるので、改正の目的は持続可能性の確保をしましょうということだと思います。

(針山委員)

持続可能性の確保が今まで改正の柱から外れたことはないと思います。あって当然の前提にあります。

(事務局 奥村)

保険料につきましては、給付費を抑え多段階化し、準備基金を投入するなどします。準備基金は平成26年度繰入れを予定している額を除いた2億円を投入し保険料上昇を防ぐ手段はとりました。

(大和委員長)

だいたい保険料は500円上がるのですか。

(事務局 奥村)

まだ確定ではありませんが、500円程度になると考えます。

(大和委員長)

たとえば20段階にした場合はどのようなメリットがありますか。

(事務局 奥村)

基準額にも影響します。しかしながら5期の段階から大きく変更するのは難しい状況です。多段階化は資力に応じて保険料が徴収できるのがメリットだと思います。

(佐野委員)

負担割合は直線的に線になるのですか。

(事務局 奥村)

国が示している基準にあわせて設定しています。

14段階以上をさらに増やすことはできますが、それがどのように影響するのか試算しておりません。

(大和委員長)

変更するのであれば14段階目以上になるのですか。

(事務局 奥村)

元の基準はすでに国が細分化しており、5期は6段階だったのですが6期は9段階にしております。

(大和委員長)

所得の高い人は2割負担になるので反発はあるかもしれません。

(寺本委員)

14段階目以上をあげた場合は、公的な保険制度の額として適切かどうかという話になります。介護保険は一生使用されない方もいらっしゃいますので、そのあたりも考えなければなりません。

(大和委員長)

他にありませんでしょうか。

あと、パブリックコメントについて事務局から説明をお願いします。

(事務局 木野)

さきほど申し上げましたように、現在応募はありません。意見の募集は1月24日まで行っていますが、もし委員会後に意見があった場合は委員会に諮ることはできませんので、事務局預かりとしてよろしいでしょうか。

(大和委員長)

よろしいでしょうか。

他にご意見がなければ最後に第7次芦屋すこやか長寿プランの案についてご承認いただいてよろしいでしょうか。

案をご承認いただきました。